

弁護士が語る、取引先とのトラブルを未然に防ぐ企業の法務戦略。
その契約書と、ハラスメントへの対応、不備はないですか…?!

ビジネス契約・調達・購買と、ハラスメント対応に関する法的知識

～ 契約・調達・購買・ハラスメント対応に潜むリスクとトラブルへの備え ～

講師：内幸町国際総合法律事務所 代表、弁護士 千葉博氏

【講師紹介】

東京大学法学部卒業。94年弁護士登録、高江・阿部法律事務所入所、実務経験を積み、現在に至る。関東学院大学・神奈川大学・早稲田経営学院・東京リーガルマインドの講師などを歴任。分かりやすい講義には定評がある。

主な著書は「職場のハラスメント“セクハラ・パワハラ・マタハラ”の法律と対策」（三修社）、「人事担当者のための労働法の基本」（労務行政）、「これで納得！すぐわかる労働法 見る・読む・学ぶ実務講座の決定版」（労務行政）、「労働時間・休日・休暇Q&A」（労務行政）、「労働法に抵触しないための人員整理・労働条件の変更と労働承継-Q&A」（清文社）など。

昨今の物価高や取引条件の見直しにより、「価格転嫁」や「契約条件の再交渉」は避けて通れない経営課題となっています。しかし、契約書の文言ひとつ、通知の出し方ひとつを誤るだけで、思わぬトラブルや取引停止、さらには信頼関係の崩壊につながるケースも少なくありません。

また近年では、セクハラやパワハラなどのハラスメントが原因で、従業員の休職・離職、最悪の場合は自殺に至る事例も見られます。ハラスメントが発生したという情報はSNSなどを通じて瞬く間に拡散し、企業の信頼は容易に失われてしまいます。

本セミナーでは、契約書の不備による損失や、ハラスメント対応の遅れによる企業イメージの失墜といったリスクに備えるために、企業法務に精通し、豊富な実績を有する**弁護士・千葉博氏**を講師にお迎えし、経営に直結する実務上のポイントをわかりやすく解説いただきます。

1. と き：2025年12月15日(月) 13:00～16:30
2. と ころ：ネーブルパーク平成館「講義室」（古河市駒羽根 620）
3. 参 加 費：当協会会員 3,000 円/人（非会員は 9,000 円/人）
4. 定 員：30 名。定員になり次第、締め切らせていただきます。
5. 申込方法：12月12日(金)までに、下記「参加申込 URL」または右上「二次元コード」より、お申込みください。
※参加申込 URL⇒ <https://e-ve.event-form.jp/event/118399/20251215>
※参加票は発行しませんので、お申込後、会場にお越しください。
6. 支払方法：銀行振込のお振込みにお願い致します。
7. 振 込 先：常陽銀行本店 普通預金口座 No. 6501 口座名：一般社団法人茨城県経営者協会
8. お問合せ：一般社団法人茨城県経営者協会 薄井 Tel：029-221-5301 E-mail：usui@ikk.or.jp



【セミナー内容】

1. 契約と契約書の基礎知識

- (1) 「契約」とは
- (2) 「契約書」の必要性

2. 調達・購買業務に必要な契約書の基本事項と法律知識

- (1) 契約書において一番重要なことは
- (2) 契約書における解釈のルール
- (3) 契約書の種類と形式
- (4) 契約書の内容と主な条項
- (5) トラブル防止のためのチェックポイント
- (6) 署名と印鑑
- (7) 収入印紙

3. 契約終了時の留意点

- (1) 契約終了原因の種類
- (2) 契約終了に関する条項整備
- (3) 契約解除通知の注意点
- (4) 自動更新条項
- (5) 情報漏洩対策

4. 事例に学ぶ購買・調達業務のトラブルと対応策

- (1) 取引を開始する際の注意点
- (2) 取引中の注意点
- (3) 危ない兆候がみられたとき

5. セクシュアル・ハラスメントへの対応

- (1) セクハラを受けたとの申告があったときには
- (2) セクハラの実例と対処方法
- (3) セクハラとならないために意識すべきこと

6. パワー・ハラスメントへの対応

- (1) パワハラ概念をめぐる厚労省の動向
- (2) パワハラの実例
- (3) パワハラの法的責任
- (4) パワハラにならないための上司の心がけ
- (5) パワハラへの訴えがあったときの対処法

7. その他、質疑応答